

日バス協業第66号  
令和3年2月16日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤憲一

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」の通達がありましたので、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員事業者に周知方よろしくお願ひ致します。

なお、国土交通省によると本通達は全国宛てに通知しておりますが、東北運輸局及び関東運輸局以外の局は現時点において参考として通達しているとのことです。

(問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会  
業務部 稲田・松浦  
TEL : 03-3216-4014



国自安第192号の2  
国自旅第422号の2  
国自整第297号の2  
令和3年2月15日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための  
緊急対応について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、  
貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第192号  
国自旅第422号  
国自整第297号  
令和3年2月15日

各地方運輸局長  
沖縄総合事務局長

殿

自動車局長

(公印省略)

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための  
緊急対応について

福島県沖を震源とする地震により、新幹線やJR在来線の運行が一定期間休止すると予想されることから、被災地域とそれ以外の地域の旅客輸送の確保が緊急の課題となっており、高速バスなどの地域間の長距離バスの輸送力を増便等により確保することが必要である。

このため、当分の間、このような長距離路線の運行事業者が道路運送法第35条の管理の受委託により輸送力を確保する場合は、「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7月31日付け通達)にかかわらず、緊急時の対応として、他者の車両の活用も含め弾力的に他の乗合バス事業者又は貸切バス事業者に委託することを認めることとし、許可については事後報告とするなど柔軟な手続きをとられたい。

なお、緊急時の対応であっても、受託する運行事業者における運行管理及び整備管理には万全を期すよう事業者を指導されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自安第192号  
国自旅第422号  
国自整第297号  
令和3年2月15日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長

自動車局長  
(公印省略)

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための  
緊急対応について

福島県沖を震源とする地震により、新幹線やJR在来線の運行が一定期間休止すると予想されることから、被災地域とそれ以外の地域の旅客輸送の確保が緊急の課題となっており、高速バスなどの地域間の長距離バスの輸送力を増便等により確保することが必要である。

このため、当分の間、このような長距離路線の運行事業者が道路運送法第35条の管理の受委託により輸送力を確保する場合は、「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7月31日付け通達)にかかわらず、緊急時の対応として、他者の車両の活用も含め弾力的に他の乗合バス事業者又は貸切バス事業者に委託することを認めることとし、許可については事後報告とするなど柔軟な手続きをとられたい。

なお、緊急時の対応であっても、受託する運行事業者における運行管理及び整備管理には万全を期すよう事業者を指導されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自安第192号の2

国自旅第422号の2

国自整第297号の2

令和3年2月15日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

福島県沖を震源とする地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための  
緊急対応について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、  
貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。